

令和2年4月1日

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画(第4期)

社会福祉法人

特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団

1 目的 次世代育成支援対策推進法に基づき、職員の仕事と生活の調和に資する環境づくりを進め、職員の心身の健康増進と職務意欲の向上をめざす

2 計画期間 令和2(2020)年4月1日から令和5(2023)年3月31日までの3年間

3 内容

目標1: 各休暇・休業、育児休業給付金、育休中の社会保険料免除等、制度の周知や情報提供を行い、各休暇・休業の利用実績を向上させる。特に看護・介護休暇においては前計画期間比で利用倍増を図る。

<対策>

令和2年4月～ 既存のパンフレットを新規採用職員に配布する。

令和3年4月～ 「施設における多様な働き方を確保するための指針」に基づき、仕事と生活の両立できる環境づくりのため、職員・管理職向け研修を行う。

目標2: 育児や介護と職務の両立を支援するため、各種制度を整備する。

<対策>

令和2年4月～ 育児を理由とした時差出勤制度を導入する。

令和4年4月～ 「職員の育児休業に関する細則」を現行の3歳に達する日までから小学校就学前までに拡大すること、および介護を理由とした時差出勤制度の導入を検討する。

目標3: 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間7日以上とする。

<対策>

令和2年4月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する。

令和2年12月～ 事業所間ネットワーク Neo にて休暇取得に向けて広報を行う。

令和3年4月～ 各施設において年次有給休暇の取得計画を策定する。